

七戸町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年1月8日

七戸町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられた。

七戸町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では傾斜地や沢地などが多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

また、国が定める「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）では、令和12年度の食料自給率法定目標をカロリーベースで45%（平成30年度実績は37%）、生産額ベースで75%（平成30年度実績は66%）と設定しており、自給率向上のためには、農業生産の基盤であり食料の安定供給の基となる農地を効率的に利用することが重要である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう七戸町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定 令和元年12月10日改訂）で「2023年までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和2年4月)	6,090.79ha	26.24ha	0.43%
目標 (令和5年4月)	6,090.79ha	24.74ha	0.41%

注1：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入している。

注2：「遊休農地面積」は、令和2年度の解消目標面積である0.5haを毎年度達成していくことを目標とし、将来的には遊休農地面積ゼロの実現を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員は相互に連携し、担当区域において農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）及び「七戸町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和2年4月)	6,090.79ha	3,202.24ha	52.57%
目標 (令和5年4月)	6,090.79ha	4,872.63ha	80%

注1:「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入している。

注2:「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手の農地利用集積率は80%を目標とする。その実現のため、毎年9.1%ずつの集積率向上を目指す。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業 農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	認定農業団体 その他の 集落営農組織
現状 (令和2年4月)	1,241 戸 (292 戸)	209 経営体	3 経営体	105 経営体	0 団体
目標 (令和5年4月)	1,241 戸 (292 戸)	220 経営体	5 経営体	110 経営体	1 団体

注1:「担い手への育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に担い手への農地利用集積目標を定めるための参考値である。

注2:現状の「総農家数(うち、主業農家数)」は、2015年農林業センサスの数値を記入している。

注3:目標数値は、令和2年度 七戸地域担い手育成総合支援協議会通常総会資料より抜粋、また、七戸町農林課と調整の上、記入している。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・ 農業委員会は、町及び県、農地中間管理機構、農協等と連携し、
（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- ・ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

- ・ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度や共有農地である場合の特例制度を活用して、農地の有効利用に努める。

⑤ 担い手の育成・支援について

- ・ 受け手となる担い手の育成と確保が必要であることから、小規模農家も含めて担い手の経営改善の取組みが円滑に進むよう町と連携して支援することにより、町全体の担い手の底上げを図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和2年4月）	3人 （1.9 ha）	0法人 （0 ha）
目標 （令和5年4月）	5人 （5 ha）	1法人 （2 ha）

注1：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体を試算し、記入している。

注2：現状の数値は、令和元年度の実績を記入している。

注3：目標の数値は、累計の数値で記入している。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・ 町、農協、県、県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、就農相談の段階から、収納経営定着の段階まで総合的かつきめ細やかな支援をし、必要に応じて現地見学や相談会を開催する。

② 新規就農希望者への情報提供について

- ・ 新規就農を希望する者に対して、町、県、農協等の担当窓口を紹介するとともに、農地の取得・貸借を希望する場合には必要な情報を提供する。

③ 企業参入の推進について

- ・ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積の設定を検討し、新規就農等を促進する。
- ・ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、地域における相談相手として経営面等のサポートを行うことによりフォローアップを行う。